

飛鈴 60 表紙関連記事

陶製風鈴シャンデリアを見にいこう!!

問 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会 ☎85・2730

せとなつの開催期間中、瀬戸蔵で陶製の 風鈴シャンデリアを展示しています。

風鈴シャンデリアは、高さが8メートルある迫力満点の シャンデリア。「やきもののまちせと」らしい陶製の風鈴を 800個使用しています。風鈴はおなじみのせとちゃんと、 陶祖800年祭のマスコット藤四郎くん。

風鈴シャンデリアに設置してある大きなうちわであお ぐと「ちりんちりん♪」とやわらかで涼しげな陶器の音色 が響きます。まだまだ暑い日が続きますが、皆さんも夏 の涼を感じに、ぜひ瀬戸蔵へお越しください。



8/31 ± まで (休館日の8月26日を除く) 午前8時30分~午後9時30分 瀬戸蔵1階アトリウム



昨年のようす

国民健康保険料のお知らせ

問 国保年金課 ☎88・2645

保険料の 納付相談を利用 してください

保険料が高額で納めることが難しい場合は、そのままにしないでご相談ください。特別な 事情なく保険料未納の状態が続くと、保険証の返還を求めたり、財産の滞納処分(差押、公売 など)を行うことになります。まずは納付相談にお越しください。平日にお越しになれない方は、 毎月第3日曜に納付相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

窓口開設時間:午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

保険料の減免

次に該当する世帯で、保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免が認められる ことがあります。申請日に応じて減免額が異なりますので、お早めに手続きをしてください。

- 対象 廃業・失業・長期療養などにより所得が減少する見込みで、次のいずれにも該当する世帯
- 条件 ①世帯の前年中の総所得金額などが300万円以下
 - ②世帯の今年中の総所得金額の見込み額が、前年中の総所得金額の2分の1以下
- 対象 震災・風水害・火災などの災害により住宅や家財に損害を受け、次のいずれにも該当する世帯
- 条件 ①世帯の前年中の総所得金額などが600万円以下
 - ②自己が所有し、かつ、居住する住宅または家財について、損害金額(保険金などで補填される金額を除く。) がその住宅または家財の価格の10分の3以上となった場合
- 対象 拘禁などにより給付制限を受けている世帯
 - ※給付制限を受けている期間によっては、減免を受けられないことがあります。